

東日本大震災の被災地・被災者の支援を求める意見書

去る3月11日に発生した「東日本大震災」は、地震によって発生した大津波が広範な地域を襲い、各地に壊滅的とも言える被害を与え、死者・行方不明者がすでに2万人を大きく超え、今なお12万人近くが避難生活を強いられるなど、未曾有の大災害となった。

現在、被災地では、懸命の救援作業や災害復旧作業が連日進められているが、家屋の倒壊・流失、道路・鉄道の損壊など被災状況は我々の想定をはるかに超え、また、電気、ガス、水道などライフラインは依然として各所で寸断されており、大規模な余震活動も続いている中で、被災地の方々はかつてない厳しい試練に直面している。

これらの甚大な被害に加え、福島県内の原子力発電所においては重大な事故が発生し、現場の懸命な努力にも関わらず、放射性物質が放出され、多数の方々が避難を余儀なくされており、電力不足による工場の操業停止や農産物の出荷制限といった新たな被害も生じるなど、正に国難といえる状態になっている。

今後、被災者支援及びその後の被災地における復旧・復興には、膨大な経費と法整備が予想され、被災者が安心し、自治体等が迅速かつ的確に被災地の再生に取り組めるよう国が最後まで責任を持つことが必要不可欠である。

よって、国においては、次の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 復興に必要な持続可能な財源が確保されるよう、速やかに、復興予算の基本的考え方を含めた「復興ビジョン」を明らかにするとともに、被災地はもとより、日本全体の再生に繋がるよう、国の強いリーダーシップのもと、そのビジョンを着実に実行すること。
 - 2 被災地地方公共団体の復旧・復興はもとより、被災者の受入など他の地方公共団体が実施する様々な支援対策による財政需要に対し確実な財政措置を講じ、日本全体で被災者・被災地を支える万全の体制を整えること。
 - 3 東日本大震災は、これまでの地震及び津波に対する被害想定を遙かに上回るものであり、将来、このような悲劇を二度と繰り返さないために、地震・津波等への対策、原子力安全対策も含めた恒久的な防災対策等を抜本的に見直し、災害に強く、安心して生活できる国土を構築すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年5月17日

徳島県議会議長 岡本 富治